

本市に住む若い皆さんを応援します！ 坂戸市奨学金返還支援事業

卒業後に、

坂戸市内で就業 年間最大10万円

坂戸市外で就業 年間最大 8万円

※前年度に返還した額の1/2以内

最大60か月分が対象



■対象者（公務員は除きます）

- ・申請する年の1月1日から現在まで坂戸市に居住しており、今後5年以上定住する意志のある方
- ・初めて申請する年の4月1日現在で30歳未満の方
- ・正規雇用でお勤めの方
- ・自営業を営む方（1年以上継続）

※そのほかにも条件があります。
詳しくはこちらから。



■対象奨学金

- ・日本学生支援機構
第1種奨学金
第2種奨学金
- ・地方公共団体の奨学金
※利子分含む

申請から入金までの流れ（申請期間：毎年4月～9月末）

申請書提出→審査→交付決定→請求手続き→補助金入金（毎年度1回）

坂戸市役所 政策企画課 政策推進係
〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田1-1-1
電話：049-283-1331（内線132）
メール：sakadol1@city.sakado.lg.jp